

# 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

令和 4 年 1 月  
農 林 水 産 省  
消費・安全局動物衛生課

## I 現行制度・変更の必要性

- 1 牛海綿状脳症（BSE）については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、農林水産大臣は、発生の予防及びまん延の防止のための措置に関する基本的な方針等を内容とする特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表することとなっている。
- 2 また、農林水産大臣は、法第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、少なくとも 3 年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、変更することとしている。
- 3 今般、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「BSE 防疫指針」という。）の一部変更を行った平成 31 年 3 月から、令和 4 年 3 月で 3 年が経過することから、BSE 防疫指針を見直すこととする。

## II 変更の概要

- 1 BSE 防疫指針では、基本方針（第 1）、発生時に備えた事前の準備（第 2）として、各主体（農林水産省、都道府県、市町村等）の取組を規定しているところ、令和 2 年に法が一部改正され、家畜の所有者、国、地方公共団体及び関連事業者の責務に係る規定（法第 2 条の 2 から第 2 条の 4 まで）が新設されたことを踏まえて、農林水産省、都道府県、市町村等の取組に係る規定を変更するとともに、牛の所有者の責務について新たに記載するほか、関連事業者の取組として、農林水産省、都道府県、市町村等の取組に協力するよう定める規定を新設する。（第 1、第 2 関係）
- 2 その他所要の変更を行う。

## III 変更の期日

官報掲載の日から変更する（予定）。